

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年10月30日

松山地方裁判所民事部

裁判所書記官 千 場 勇 太

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年11月20日 午前 8時30分から 令和 7年11月28日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年12月 4日 午前10時00分 場 所 松山地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年12月24日 午前10時00分 場 所 松山地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7年12月 5日 午前10時00分から 令和 7年12月 8日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年10月30日から当庁民事書記官室に備え置きます。	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 西条市喜多台 |
| | 地 番 | 4 8 5 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 5 4 . 5 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 西条市喜多台 4 8 5 番地 2 |
| | 家屋 番号 | 4 8 5 番 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 4 . 0 3 平方メートル
2 階 5 4 . 0 3 平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 7年 9月30日

松山地方裁判所民事部

裁判所書記官 千 場 勇 太

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1, 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 西条市喜多台
- 地 番 4 8 5 番 2
- 地 目 宅地
- 地 積 1 5 4 . 5 1 平方メートル
- 2 所 在 西条市喜多台 4 8 5 番地 2
- 家屋 番号 4 8 5 番 2
- 種 類 居宅
- 構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建
- 床 面 積 1 階 5 4 . 0 3 平方メートル
2 階 5 4 . 0 3 平方メートル

令和 7 年（ケ）第 64 号
令和 7 年 8 月 20 日受理
令和 7 年 9 月 9 日提出

現 況 調 査 報 告 書

松山地方裁判所
執行官 井 口 真 一

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 西条市喜多台
地 番 4 8 5 番 2
地 目 宅地
地 積 1 5 4 . 5 1 平方メートル
- 2 所 在 西条市喜多台 4 8 5 番地 2
家屋 番号 4 8 5 番 2
種 類 居宅
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建
床 面 積 1 階 5 4 . 0 3 平方メートル
2 階 5 4 . 0 3 平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	未実施（住居表示未実施地区）		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐ 地積測量図のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある — ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者兼所有者)	1 私は本件物件の所有者です。 2 本件物件は私ら家族の住居として使用しています。 第三者との間に貸借関係等はありません。 3 本件建物に太陽光発電連携型蓄電システムを設置しています。 本件物件は令和4年10月頃、中古住宅として購入しましたが、その売買当時、既に従前の太陽光発電システムが設置されていました。 そして、令和5年11月頃、発電容量を増やすために太陽光パネル等を増設し、さらに蓄電池システムを新たに併設しました。 それら増設した太陽光発電設備代金及び新設した蓄電池システム代金については、住宅ローンとは別にクレジット会社のローンを利用しました。当該ローンは完済しておらず、残債務があります。 なお、クレジット会社のローンを利用した当該システムについては、所有権留保特約が附帯しており、クレジット会社の所有です。
■ B (債務者兼所有者の妻)	1 私は A の妻です。 夫に代わりに私が本件調査に立ち会い、説明します。 2 本件物件には私ら夫婦と子5人が住んでいます。 3 本件土地の境界は明らかと思われます。 4 本件建物の不具合は特にありません。 令和4年10月頃に本件物件を購入後、増改築はしていません。 5 エコキュートをレンタルし、使用しています。 6 本件建物に太陽光発電連携型蓄電システムを設置しています。 本件建物を中古住宅として購入した当時、4kW程度の一般的な太陽光発電システムが既設されていました。その約1年後、7kW程度の容量に増設し、さらに蓄電池システムを併設しました。 売電収入は、当然、季節により変動しますが、同システムを使用することで電気代全額を賄えることはないように思います。 7 本件建物内で猫3匹を飼育しています。 8 キッチンの換気扇下で喫煙しています。 9 上水道を引込み、下水道に接続し、それぞれ使用しています。 10 本件物件において、これまでに事件や事故等はありません。 また、自然災害に見舞われたこともありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

執 行 官 の 意 見

1 本件受命物件の占有関係は、関係人らの陳述及び現況等から2枚目記載のとおり認めた。

2 【都市計画区分】

西条市役所での調査によると、本件物件は非線引都市計画区域（用途地域：第一種住居地域）に位置している。

3 【接 道】

物件1土地の北東方において、幅員約6.4mのアスファルト舗装市道（建築基準法42条1項1号道路）に、

同土地の南西側において、幅員約1mの未舗装農道（法外道路）に、それぞれ接面している。

4 【本件土地の利用状況・範囲等】

(1) 物件1土地は、物件2建物の敷地として利用されている。

(2) 同土地の境界は、現況上、明らかである。

なお、法務局には法14条1項地図、地積測量図及び建物図面が備え付けられている。

5 【本件建物の状況・不具合等】

物件2建物は、全体的に経年（登記記録上：令和1年10月19日新築）劣化が認められた他は、目視による限り、大きな不具合箇所は見受けられなかった。

いわゆるオール電化住宅である。

6 【太陽光発電連携型蓄電システム】

物件2建物に、次の太陽光発電連携型蓄電システムが設置されている。

(1) 設置場所：屋根置き型の太陽光パネル

（屋根形状により、現地で目視できなかった。資料及び当事者聴き取りによる。）

同建物の南西側壁面にPVユニット（写真18番）

同建物の北西側に蓄電池ユニット（写真19番）

脱衣所内にパワーコンディショナ（写真8番）

(2) 設置時期：当事者らの陳述によれば、令和4年10月頃に同建物を売買取得し、従前の太陽光発電システムは既設されていたとのことである。さらに、令和5年11月頃、発電容量の増量に伴い太陽光発電設備機器を増設し、併せて蓄電池システムを新設したとのことである。

(3) 稼働状況：使用中

(4) 所有権留保：当事者らの陳述によれば、上記増設した太陽光発電設備機器及び併設した蓄電池システムについては、所有権留保特約により、クレジット会社の所有であるとのことである。

7 【その他】

(1) 物件1土地の東端付近にカーポートが定着している（写真1、2番）。

(2) 敷地内電柱（写真1、2番）が存する。

(3) 差し掛け（写真20番）が存する。

(4) 設置されているエコキュートには、四電エナジーサービス株式会社の電化機器賃借制度である「eライフサポート」によるレンタル物件である旨の表示を認めた。

以 上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（ 4 枚目）

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和 7 年 8 月 20 日 (水) 13 : 30 - 14 : 00	松山地方法務局 西条支局	公簿公図等閲覧等調査
令和 7 年 8 月 20 日 (水) 14 : 05 - 14 : 35	西条市役所	建物図面等資料収集 公法上の規制等調査
令和 7 年 8 月 20 日 (水) 14 : 50 - 15 : 00	西条市役所 西部支所	環境課において水道及び下水道に関する聴き取り調査
令和 7 年 8 月 20 日 (水) 15 : 10 - 15 : 25	物件所在地	物件確認、接道外観等調査、写真撮影、通知文書投函
令和 7 年 8 月 26 日 (火) 11 : 00 - 11 : 10	携帯電話	■ A ■ から電話聴き取り
令和 7 年 8 月 28 日 (木) 12 : 45 - 13 : 25	物件所在地	立入調査、写真撮影、■ B ■ と面談、評価人同行
(特記事項) なし		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)

登記年月日：令和1年10月25日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和7年8月20日 松山地方裁判所西条支部

登記官

請求番号：7-3

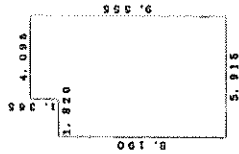
各階平面図

建物階平面図

家屋番号 485番2

建物の所在 西条市喜多台485番地2

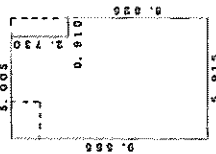
1階



求積表

8.180 x 1.820=	14.805800
9.556 x 4.095=	39.127725
合計	54.033525
床面積	54.03㎡

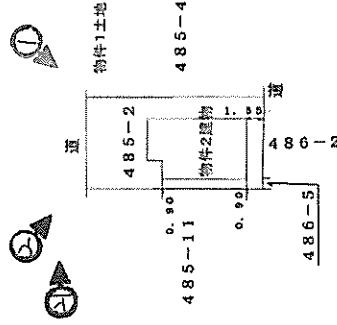
2階



求積表

9.555 x 5.005=	47.822775
6.825 x 0.910=	6.210750
合計	54.033525
床面積	54.03㎡

A3判をA4判に縮小



○は写真撮影方向及び番号を示す。

作製者

士
製
者

縮 1 / 250
尺

(令和1年10月20日作成)

申請人

縮 1 / 500
尺

建物間取図



1 階



2 階

←○は写真撮影方向及び番号を示す。

(7 枚目)

1



受命物件の状況

2



物件2建物

物件1 土地

3



4



5



6



7



8



パワーコンディショナーの設置状況

9



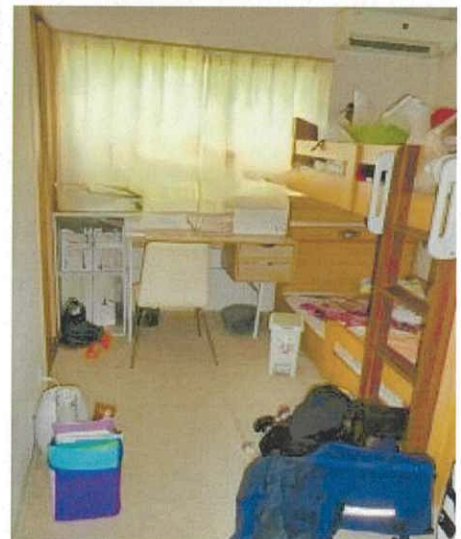
10

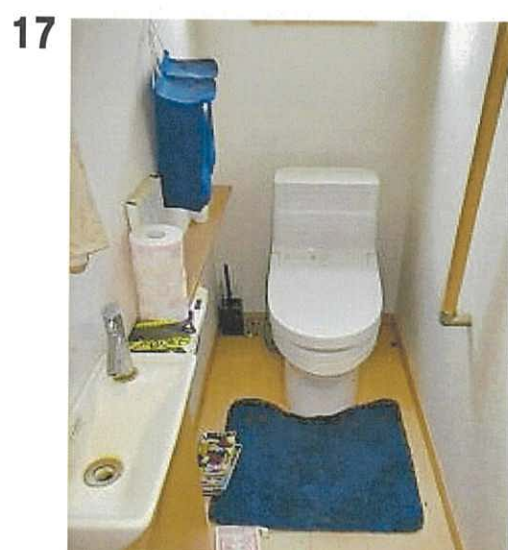
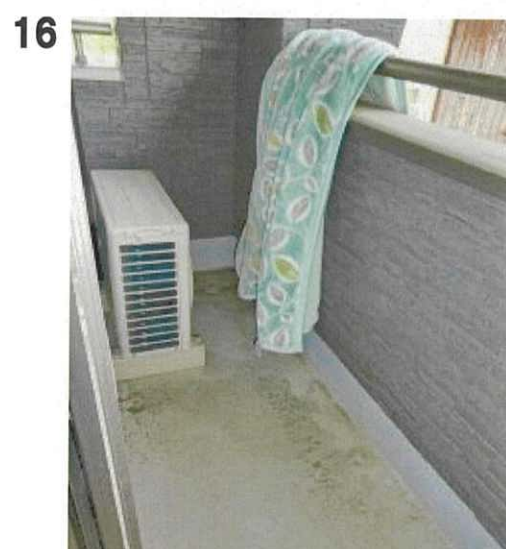
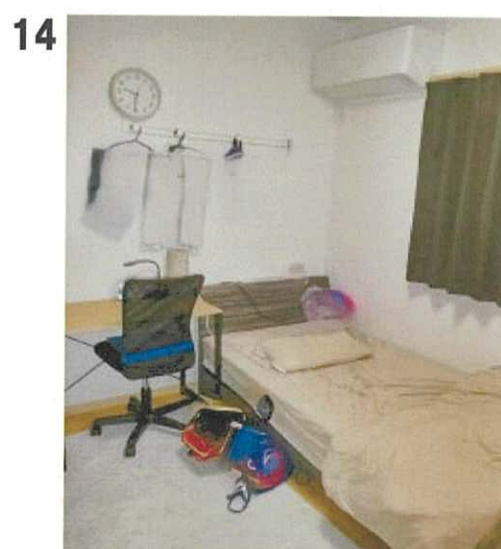
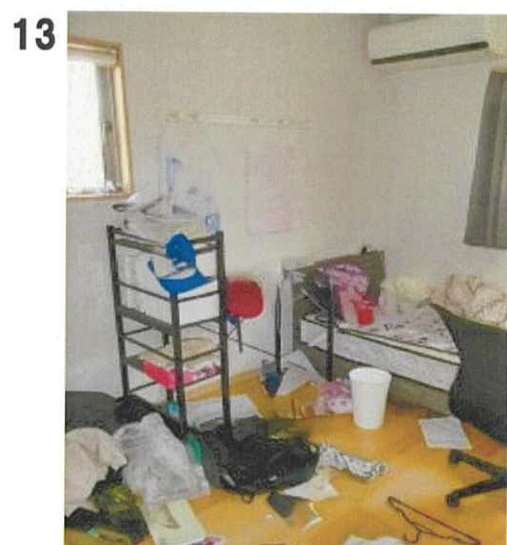


11



12





PVユニットの設置状況

19



蓄電池ユニットの設置状況

20



21

市道



接面道路の状況



令和 7 年（ケ）第 64 号
令和 7 年 8 月 28 日 現地調査
令和 7 年 9 月 3 日 評 価

松山地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

石川 裕康

印

第1 評価額

一括価格	
金10,640,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	金1,010,000円
物件2(建物)	金9,630,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	西条市喜多台 485番2 宅地 154.51m ²	同 左
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	西条市喜多台485番地2 485番2 居宅 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 1階 54.03m ² 2階 54.03m ² 延 108.06m ²	同 左
番号	特 記 事 項		
	○特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位 置 ・ 交 通	J R 予讃線「壬生川」駅の北西方・道路距離約850m (別添「位置略図」参照)	
付 近 の 状 況	目的物件は西条市役所西部支所の北方約1.7km(道路距離)付近に位置する。対象不動産の存する地域は、壬生川小学校に近接する戸建住宅地域である。 当該地域の標準的街路は幅員約6.4mの舗装市道で、その系統・連続性は普通程度である。公共・公益的施設への接近性についても普通程度であると思料する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引都市計画区域 第一種住居地域 60% 200% なし 立地適正化計画:居住誘導区域 津波災害警戒区域
画 地 条 件	地 積 形 状	154.51㎡ 長方形(間口:約9m、奥行:約17.2m)
接面道路の状況	北東側幅員約6.4m舗装市道に等高接面(法第42条1項1号道路) 南西側幅員約1m未舗装農道にほぼ等高接面(法外道路)	
土地の利用状況等	物件1土地は物件2建物の敷地及び駐車場等として利用されている。隣接地は戸建住宅用地等である。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 あり 都 市 ガ ス なし 下 水 道 あり (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件内に引込がされている場合をいい、「なし」とは、対象物件内に引込がされていない場合をいう。 「不明」とは、役場での調査及び現地調査によっても供給処理施設の有無を判別できない場合や疑義がある場合等をいう。	
特 記 事 項	○目的土地の北部に電柱が存する。 ○目的土地について周知の埋蔵文化財包蔵地の指定は無い。 ○土壤汚染について、現況利用状況、登記履歴、過去の住宅地図による確認等により調査した結果、土壤汚染の可能性は低いものと判断した。	

2 建物の概況及び利用状況(物件2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) : 令和1年10月19日 新築 経過年数 : 6年 経済的残存耐用年数 : 19年
仕 様	構 造 : 木造 屋 根 : 合金メッキ鋼板ぶき 外 壁 : サイディング張り 内 壁 : クロス等 天 井 : クロス等 床 : フローリング、畳、塩ビシート等 設 備 : 電気、給排水、衛生設備その他 そ の 他 : いわゆるオール電化住宅 太陽光発電・蓄電池システム
床面積(現況)	1階 54.03㎡ 2階 54.03㎡ 延 108.06㎡
現況用途等	現況用途 : 居宅
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	調査時点現在において、目的建物は所有者と家族が居住し占有している。
特 記 事 項	○目的建物には下記の太陽光発電・蓄電池システムが設置されている。所有者によると物件購入時に太陽光パネルが既設されていたが、令和5年に蓄電池システムを導入の際にさらにパネルを増設したとのこと。当該システムについて、クレジット会社との契約では所有権留保特約が設定されている。 ・設置場所:太陽光パネルは屋根置き型であり、PVユニットが目的建物南西側壁面に設置されており、蓄電池は北西側に設置されている。パワーコンディショナーは目的建物内の脱衣所に設置されている。 ・出力:7kw程度(所有者聞き取り) ○建物内にてペット(猫3匹)を飼育している。 ○屋外に設置されている家庭用ヒートポンプ給湯器には、レンタル機器である旨のシールが貼付されていた。 ○目的建物の東部にカーポートが設置されている。 ○競売手続きにおいては、建物に付属する各種住宅設備の動作確認ができないため、正常に作動するか否かは不明である。 ○建築確認番号 : R1.6.11 第R01確認建築西条市00033号 検査済証番号 : R1.10.29 第R01確済建築西条市00067号

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格(物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ
1	25,800	0.95	154.51	0.99	3,750,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価調査 西条(県)-12

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $25,200\text{円}/\text{㎡} \times 98.2 / 100 \times 100 / 102 \times 100 / 94 = 25,800\text{円}/\text{㎡}$

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 接道方位を考慮した。

◇ 地域格差 : 街路条件等を考慮した。

イ 個別格差 : 間口・奥行の関係を考慮した。

ウ 地積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格(物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格(円) ア×イ×ウ
2	175,000	108.06	0.74	13,990,000

ウ 現価率

・ 耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用。

経過年数6年、経済的残存年数19年、残価率0%

観察減価法による補正を▲2%と査定した。

・ $\text{現価率} = \{0\% + (1 - 0\%) \times (19\text{年} / (6\text{年} + 19\text{年}))\} \times (1 - 2\%)$
 $= 0.74$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	3,750,000	0.55	法定地上権	2,060,000

イ 土地利用権等割合 土地利用権等を上記の通りと判定し、その割合を上記の通り査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額(円) (ア+イ)×ウ ×エ×オ
1	3,750,000	-2,060,000		1.00	0.6	1,010,000
2	13,990,000	+2,060,000	1.00	1.00	0.6	9,630,000
一括価格(合計)						10,640,000

ウ 占有減価修正 : 不要と判断した。

エ 市場性修正 : 不要と判断した。

オ 競売市場修正 : 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 (地価調査) 西条(県)-12

所 在 : 西条市喜多台497番8

価 格 : 25,200円/㎡

位 置 : 壬生川駅1.0km

価 格 時 点 : 令和6年7月1日

地 積 : 162㎡

供給処理施設 : 水道・下水

接 面 街 路 : 南東側4.2m道路に接面

用 途 指 定 等 : 第一種中高層住居専用地域(60%、200%)

地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が建ち並ぶ利便性の良い住宅地域

2 固定資産税評価額(令和7年度)

評価額

物件1 2,801,266円

物件2 6,871,293円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当って参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

位置略図

近隣図

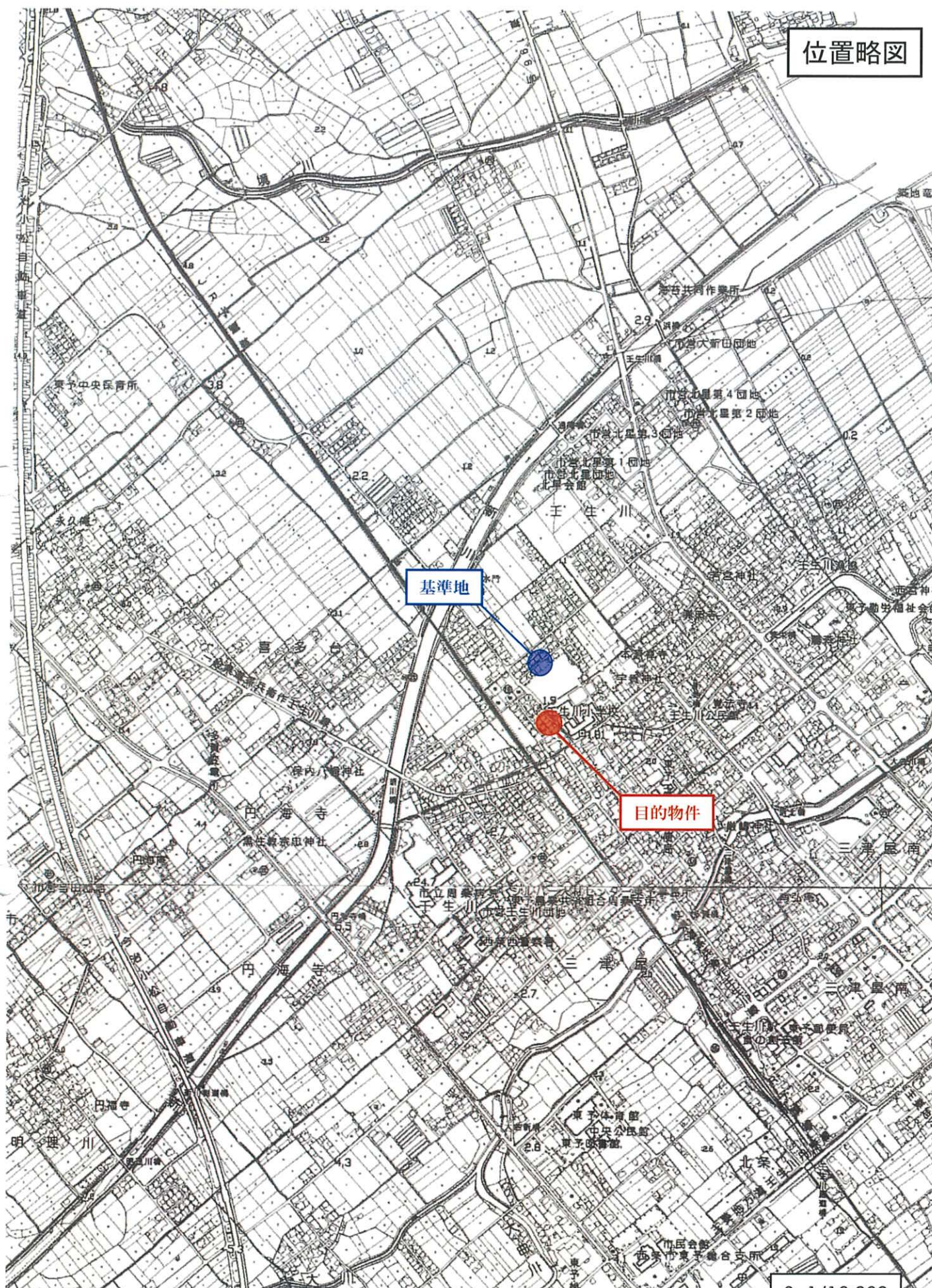
法14条地図

地積測量図

建物図面

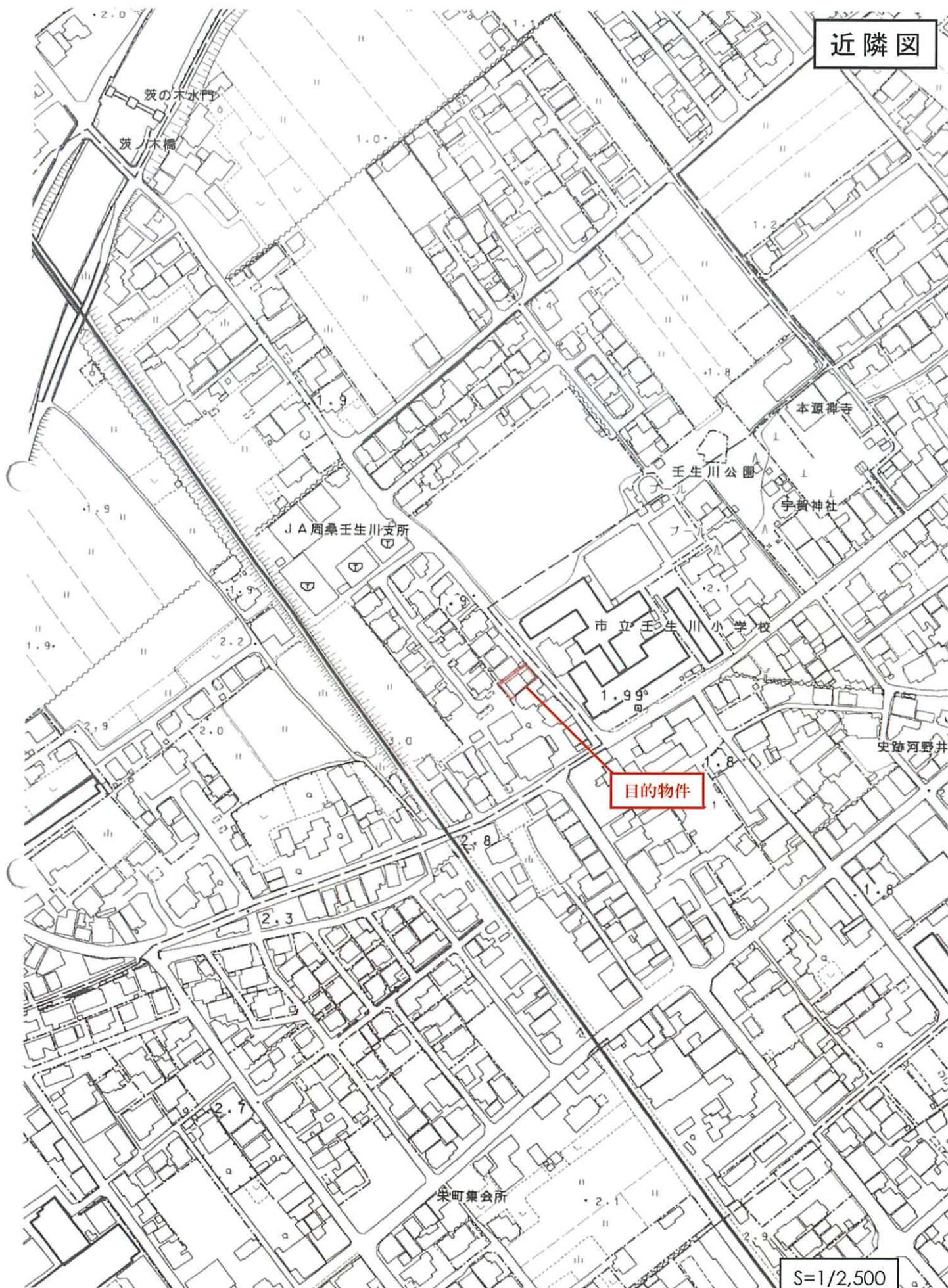
以 上

位置略図

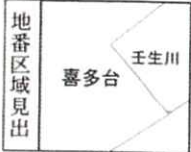
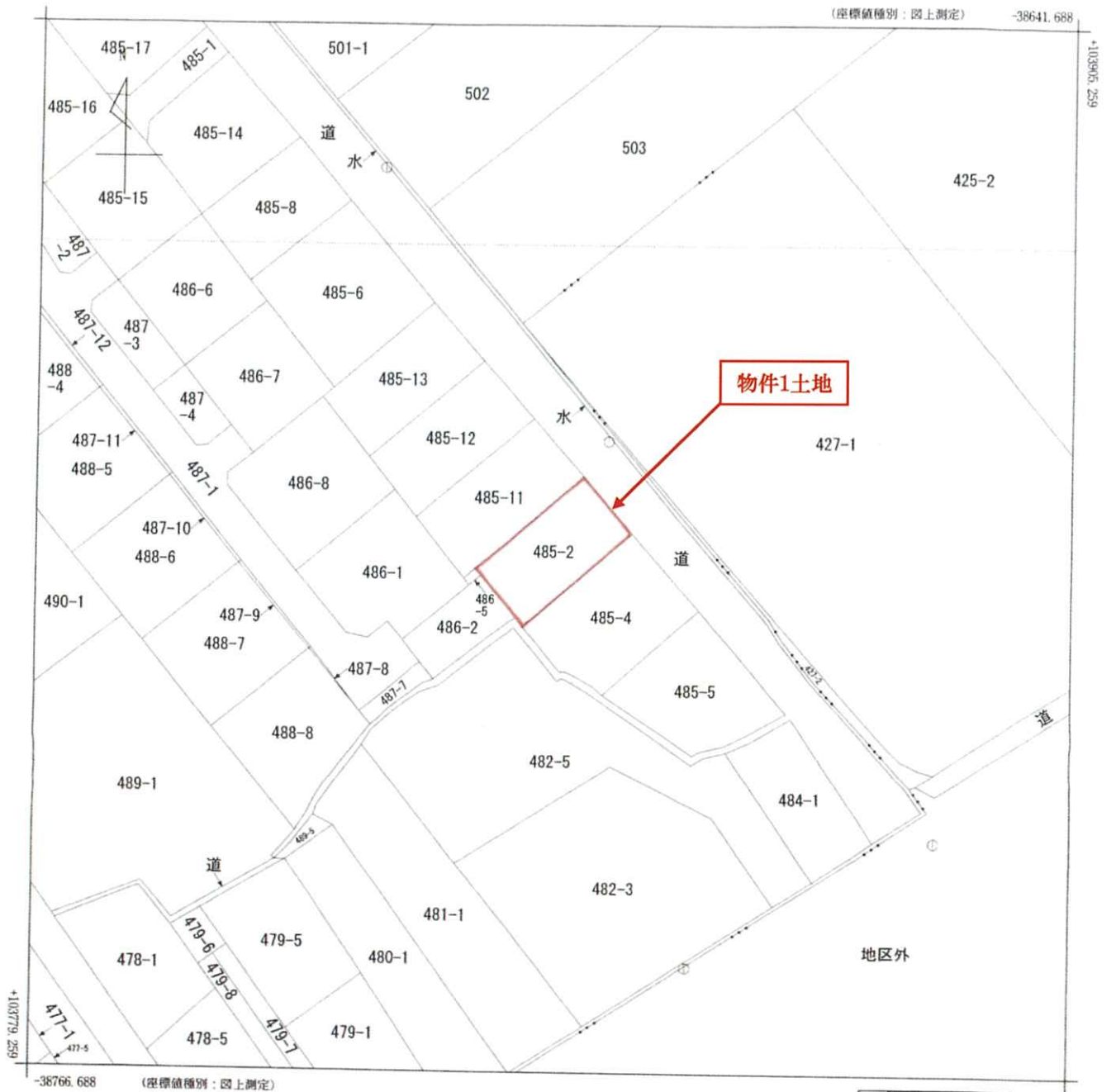


S=1/10,000

近隣図



法14条地図



請求部	所在	西条市喜多台				地番	485番2			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	Ⅳ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和42年3月				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年8月20日
松山地方法務局西条支局
登記官

請求番号：7-1
(1/1)

-10

※原図を70%に縮小

地積測量図

土地所在図

485-2

地番

西条市喜多台

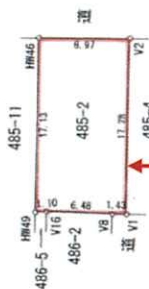
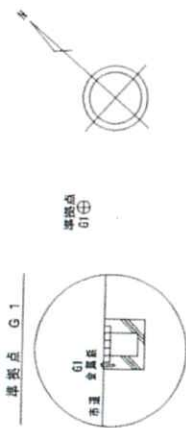
土地の所在

(任意座標)

地番	485-2	座標	X	Y	距離	点間No.
HW46	調査士会公債	103851.298	-38700.490	17.13	HW46	
V16	調査士会公債	103840.060	-38713.426	1.10	V16	
V8	調査士会公債	103839.276	-38712.641	6.48	V8	
V1	調査士会公債	103834.294	-38708.487	1.43	V1	
V2	調査士会公債	103833.203	-38707.560	17.28	V2	
	調査士会公債	103844.382	-38694.041	9.97	HW46	
	合計面積			-309.020190		
	地積			154.510950		
	地積			154.51		m ²

$$\text{公式} A = (1/2) \sum (X_2 - X_1) (Y_2 + Y_1)$$

引張点・境界点	J1	後視点	G1
X座標	103848.547	103878.302	
Y座標	-38690.420	-38716.611	
方向角	318° 36' 42"	距離	39.63
境界点		観測角	距離
HW46	356° 38' 24"	10.43	
HW49	291° 06' 18"	24.52	
V16	288° 42' 53"	24.07	
V8	273° 05' 07"	23.01	
V1	269° 31' 24"	23.60	
V2	267° 27' 37"	5.71	



物件1土地

(市道) 平成7年6月7日 東建第189号 確認済
(確認済境界点) HW46, V2

(道水路) 平成30年10月19日西施第715号の2 確認済
(確認済境界点) V1, V8

(測量年月日 平成30年9月3日)

作成者

申請人

縮尺 1/500

(平成30年10月27日作成)

(愛媛県土地家屋調査士会用紙)

登記年月日：平成30年11月1日

令和7年8月20日 松山地方方法務局西条支局

登記官

番号：7-2

※原図を70%に縮小

登記年月日：令和1年10月25日

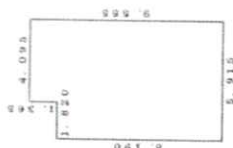
各階平面図

建物階平面図

家屋番号 485番2

建物の所在 西条市喜多台485番地2

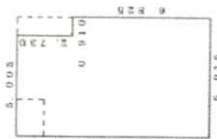
1階



求積表

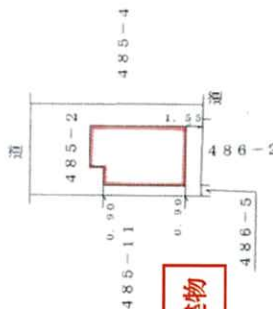
8.190 x 1.820=	14.905800
9.555 x 4.095=	39.127725
合計	54.033525
床面積	54.03㎡

2階



求積表

9.555 x 5.005=	47.822775
6.825 x 0.910=	6.210750
合計	54.033525
床面積	54.03㎡



物件2建物

作製者

[Redacted]

縮 1/250

申請人

[Redacted]

縮 1/500

(令和1年10月20日製)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年8月20日 松山地方裁判所西条支部

登記官